

●日程・場所

2015年 **2月7日(土)**
10:00～16:30

＜午前の部＞

基調講演—小畑隆資さん

(岡山大学名誉教授・本集会実行委員長)

10:20～12:00

＜午後の部＞

第1～6分科会(裏面に掲載)

13:00～16:30

岡山市勤労者福祉センター
5階体育集會室、他
岡山市北区春日町5-6

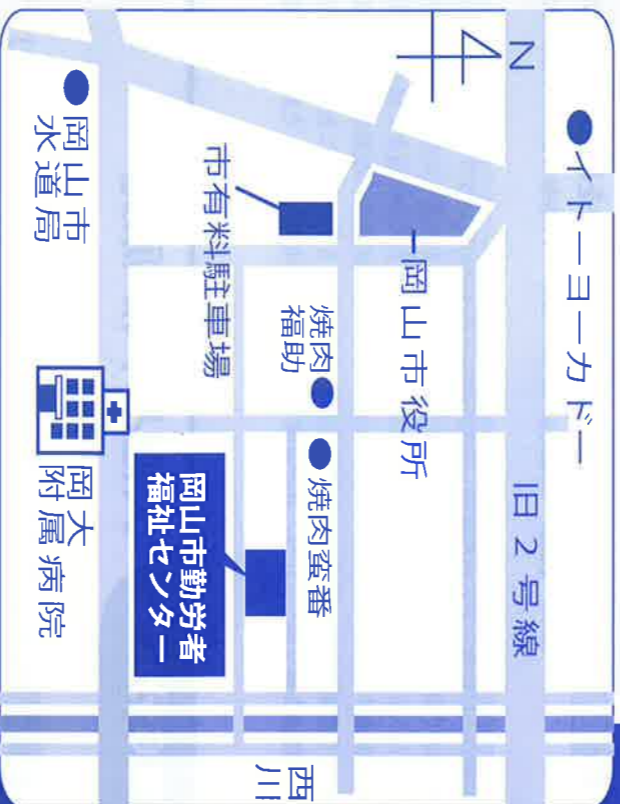
●参加費

一般 1,000円 障害者・学生 500円

主催

岡山県地域人権問題研究会実行委員会
岡山県地域人権運動連絡協議会
財団法人岡山県民主教育研究会
・事務局 千700-0054 岡山市北区下伊福西町1-53
電話 086-253-2611 FAX 086-253-6722

●会場案内図



人権と連帯が花開く岡山に 岡山県地域人権問題研究会2015

憲法が輝く 地域づくり



—「岡山県地域人権問題研究会2015」
へのおさそい—

今、日本国憲法が私たちの生命や暮らしを守る上でいかに重要な役割を果たしているのかが、安倍内閣の強引な政治手法の前に、ますます明らかになってきています。

安倍首相は、2013年夏の参議院選挙で、96条改憲を争点として掲げましたが、それは日本国憲法の立憲主義を踏みこむものだとの手痛い反響にあいました。

憲法の制定主体は主権者である国民です。99条は立法・行政・司法の三権を構成する政府に憲法遵守義務を課しているのだという日本国憲法の立憲主義についての理解は、国民の間に徐々に広がってきているところなのです。

安倍首相は、その後は日本国憲法を全面的に敵視する言説を引っ込めて、逆に、その憲法破壊の政治を、憲法を遵守するという言説で推進しようとしています。

安倍首相は、集団的自衛権の行使容認を、日本国憲法の前文の「平和的生存権」と13条の「基本的人権」を守るためのもので憲法違反ではないと強弁しています(2014年7月1日閣議決定)。また、消費税10%への増税実施を2017年4月に延期すると「決断」したことについて、「税制において大きな変更を行う以上、国民に信を問うべきである」、それが「議会制民主主義」であると(2014年11月18日記者会見)、「民主主義」を大義名分にして衆議院解散を強行しました。さらには、原発輸出推進や日米安保を基軸とする軍事的安全保障体制のための外交を、「自由や民主主義、人権、法の支配の原則」にもとづく「積極的平和主義」であると強弁しています。

日本国憲法とは何か、そこでの基本的人権、民主主義、平和とは何か、憲法を私たちの暮らしと政治に活かすとはどういうことかが今ほど問われているときはありません。

「岡山県地域人権問題研究会2015」は、日本国憲法の基本的人権の地域における実現と憲法を暮らしと政治に活かそうを共目的に、多様な分野の多様な諸活動の経験交流・研究の場となることを目指して開催されます。

「岡山県地域人権問題研究会2015」に、多数のみなさんの参加をお願いします。

岡山県地域人権問題研究会2015 参加申込書

(郵便、FAXにて1月20日頃までにお寄せ下さい)

フリガナ					
氏名	男・女				
住所	〒	-	希望分科会の 番号を○で 囲んで下さい	第1 第3 第5	第2 第4 第6
	お茶付 1,000円 お弁当 ()個		保育希望	(事前申込み必要) おやつ代 1人300円 子どもの人数	

午後の部

分科会は6つあります

(岡山市勤労者福祉センター内)

13:00 ~ 16:30

●第1分科会 地域人権の確立のために

行政が示す「人権教育・啓発」の課題と憲法

中島 純男さん (岡山県地域人権運動連絡協議会議長)

報告 1 地域におけるボランティア活動について

報告者 溝口 初美さん (岡山医療生活協同組合・ボランティア委員会)

報告 2 障害者差別解消法めぐってー障害者政策委員会の討議からー

報告者 山本 哲史さん (障害者の生活と権利を守る岡山県連絡協議会)

報告 3 被疑者とされた人たちへの処遇と国民の人権

報告者 竹原 正樹さん (日本国民救援会岡山県本部事務局長)

人権連は多くの県民とともに、いつまでも住み続けられ平和で人間らしい暮らしができることをめざして、①自分の意思により自由に考え発信し行動できる地域社会、②貧困や格差による困難を解消し、幸福に暮らせる地域社会、③参加・協同による住民自治が確立された地域社会をつくりだすために運動を展開しています。

一方、県民のおかれている人権状況には、行政や司法の行為に対して基本的人権をかかげてきたかつての多くの活動があります。また、命と暮らしを互いに守りあおうという活動もより大切になっています。

分科会では、今日の現状が提起する地域と人権にかかわる様々な現状を出し合い、その解決を阻んでいる原因や背景もとらえ、憲法が保障する基本的人権の理解を深めていきたいと思えます。

●第3分科会 子どもの人権を考える

子どもたちの瞳に輝きを

田中 博さん (おかやま教育文化センター事務局長)

報告 1 すべての子どもに豊かな保育をー保育に格差をうまないためにー

報告者 平松 康子さん (岡山市職員労働組合書記次長)

報告 2 学カテラスト体制が子どもたちにもたらすもの

報告者 赤坂てる子さん (新日本婦人の会岡山県本部副会長)

子どもたちの瞳が輝きますと、親も教師も地域までも明るくなります。誰もが望んでいることです。子育て・教育の中で、人権というのは、子どもたちの瞳が輝いていることと言っているのではないのでしょうか。分かった・できた・分かってもらえた・いつしよにやろうと言ってくれた…こんなとき、子どもたちの瞳は輝き、さらに次へと進んで行きます。親も教師も地域も、子どもたちのこの姿に元気をもらえます。なかなかそうならないのはなぜか、それを阻んでいるのは一体何なのかを考えたいと思います。

●第5分科会 住み続けたい地域やまちづくり

報告 1 いつまでも安心して住み続けられる片上のまちづくり

報告者 宇治橋明彦さん (備前市片上地区をえあい実行委員会会長)

報告 2 いつまでもすみ続けられる笠岡諸島を目指して

報告者 森本 洋子さん (NPO法人かさおか鳥づくり海社副理事長)

報告 3 若年層、女性の「田園回帰」ー3・11以降に加速されたものー

報告者 龍 理恵子さん (吉備国際大学准教授)

平成の大合併から10年が経過、地域の中で貧困と格差は様々な分野で広がり、地域間格差も大きな問題となっています。3・11東日本大震災・福島原発事故が発生し地域社会の必要性や「絆」の大切さが改めて見直される時代になりました。

この間、「限界集落」など地域の疲弊もクローズアップされる中で、このままのペースでいけば2040年には全国で896自治体が消滅するという日本創成会議の「増田レポート」が発表される一方で、自治体、自治会、NPO等の各種団体が地域再生に向けて工夫を凝らした取り組みを始めています。今回、この分科会ではこうした取り組みを報告し、ともに学び合いたいと思います。

●第2分科会 福祉と人権

ー医療・介護総合法と普通に人間らしく生きたい私たちの願いー

「医療・介護総合法」による医療・介護の改善と私たちの願いの展望

川谷 宗夫さん (岡山県社会保障推進協議会事務局長)

報告 1 不服審査請求から裁判闘争へ、裁判闘争の狙いと展望

報告者 大西 幸一さん (岡山県生活と健康を守る会会長)

報告 2 不服審査請求から今後の闘いへの展望、私たちの目指すもの

報告者 近藤 勁さん (年金者組合岡山県本部副委員長)

報告 3 浅田訴訟のその後の経過と今後の課題について

報告者 石川 浩三さん (浅田訴訟世話人会世話人)

報告 4 要支援はすしでどうなる・介護の現場から

報告者 井場 哲也さん (岡山中央福祉社会理事)

2013年12月5日に成立した「社会保障改革のプログラム法」は社会保障について国の責任は「自助・自立のための環境整備」とされ、社会保障の理念が変質されました。さらに「このまま推移すれば医療・介護の需要が増え国の財政が破たんする」として制度の改悪から制度の「解体」へと進む「医療・介護総合法」が2014年6月に国民に知らされていなくなり、うちには成立しました。国民の命をないがしろにする政治の中で、地域から声を上げ闘っている取り組みから、行政、司法、立法に求めるものを議論しましょう。

●第4分科会 労働者の人権

ーワツダ派遣切り裁判で何が問われたのかー

ワツダ派遣切り裁判で問われた黙示の労働契約とは

伊原 潔さん (岡山県労働組合会議事務局長)

報告 1 派遣労働者はどのように闘ってー審判決を勝ち取ったのか

報告者 佐藤 次徳さん (山口県労働書記・ワツダ派遣切り裁判元原告団事務局長)

憲法第27条には勤労者の権利義務、勤労条件の基準を定めています。権利者は働く者の権利を法律で緩めようとするものです。憲法の理念に反した労働法の規制緩和は、派遣労働法に見られるように常用代替え防止の原則が崩され、正社員を極限まで減らし雇用の不安定化を促進する意図が読み取れます。2014年臨時国会で派遣法の改悪案は次階法案にもかかわらず審議強行となりました。今回の本分科会では、5年3ヵ月に及ぶワツダ派遣切り裁判の経過を振り返りながら、身分差別で労働者・労働市場を分断した悪法の実態に迫ります。

●第6分科会 人権と平和・原発

報告 1 侵略戦争の実相(DVD「泥にまみれた靴」上映25分)

報告者 小林 軍治さん (日中友好協会岡山支部事務局長)

報告 2 「憲法 9条守れ」世論形成へ誇りをもって

報告者 小阪 洋志さん (高梁9条の会世話人・事務局長)

報告 3 「原発と人権」ー岡山原発被害者訴訟のめざすものー

報告者 石田 正也さん (弁護士・岡山原発被害者訴訟弁護団長)

安倍政権の軍事大国化、解釈改憲の策動は、戦後70年続けてきた海外で武力行使をしたという原則を覆そうとしています。原発事故の原因究明も収束もないうまま、再稼働・輸出強行など大企業本位の国づくりをめざす構造改革も強行されています。

国民世論は、憲法 9条の解釈改憲反対は過半数、原発再稼働は7割から8割が反対です。「国民の声無視」の安倍政権の暴走に主権者としてどのように立ち向かうのか。基本的人権の立場から、報告者からの具体的事例にも学びながら考えてみましょう。